

取 扱 基 準

名 称	新潟市空き家活用推進事業
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	空き家の利活用の促進を図るため、福祉活動や地域活動、移住定住、流通促進（住替え・跡地活用）といった市が進める施策において空き家の活用等を行う場合に、費用の一部を補助します。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	・活用件数 66件／年間
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者の情報について公表します。 ※補助事業者が個人の場合、情報の公表は行いません。 ※事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	空き家活用のためのリフォーム工事費（福祉・地域・移住・住替え） 空き家の購入費（移住・住替え） 空き家の解体工事費（地域・跡地活用） 空き家の存する未接道地の土地購入費（跡地活用）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	○福祉活動活用タイプ リフォーム工事費の1/3 上限100万円 （耐震改修を行った場合 補助上限額を100万円加算） ○地域活動活用タイプ ・活用…リフォーム工事費の1/3 上限100万円 （耐震改修を行った場合 補助上限額を100万円加算） ・跡地活用…解体工事費の1/3 上限50万円 ○移住定住活用タイプ 購入費の1/2 上限100万円 リフォーム工事費の1/2 上限100万円 ※購入とリフォームを行う場合 上記の合計 上限200万円 ○住替え活用タイプ ・一般世帯… 購入費の1/3 上限30万円 ・子育て世帯…購入費の1/2 上限100万円 リフォーム費の1/2 上限25万円 ※購入とリフォームを行う場合 上記の合計 上限125万円 ○跡地活用タイプ 未接道地の土地購入費と解体工事費の1/3 上限50万円 （法人が申請する場合、対象経費は解体工事費のみ） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 6年 5月20日
評価の時期	令和 8年 9月30日
終 期	令和 9年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者（個人を除く）は、新潟市からの補助を受けて事業を実施した旨を記載する。 〔媒体〕 事業を広報するためのチラシ、ホームページ等
担当部署	建築部 住環境政策課 空き家対策・活用推進室 電 話 025-226-2813 e-mail jukankyo@city.niigata.lg.jp